

●長崎県立大学 平成31年度第17回教育研究評議会 議事録

日 時	令和2年3月24日（火） 14：40～16：10
場 所	佐世保校第1・2会議室
出席者	木村学長、古河副学長、田中副学長、小松副学長、代田経営学部長、綱地域創造学部長、平岡情報システム学部長、上村国際情報学研究科長、大塚看護栄養学部長兼人間健康科学研究科長、三戸経済学研究科長、石田佐世保校附属図書館長、百岳事務局長、平川シーボルト校事務局長、山田学生支援部長
配付資料	【資料1】客員研究員の受入について 【資料2】クォーター制導入等に伴う学則等関係規程の改正（制定）について 【資料3】教育課程検討PT設置要綱の改正について 【資料4】入試改革検討PT設置要綱の制定について 【資料5】長崎県立大学履修規程に関する細則の改正について 【資料6】成績保留制度について 【資料7】泰日工業大学（タイ）との学生交流に関する覚書締結について 【資料8】令和2年度学長が掲げる目標について 【資料9】令和2年度計画について 【資料10】令和2年度年間行事予定表について 【資料11】令和2年度入学式について 【資料12】辞令交付式について
議 事	【協議事項1. 客員研究員の受入について】 資料1に基づき、情報システム学部長、看護栄養学部長より次のような説明があり、了承された。 令和2年度の客員教員受入について、情報システム学部1名、看護栄養学部に4名、合計5名から申請書が提出されているため受け入れたい。いずれも昨年度からの継続者であり、成果については報告書のとおりである。 【協議事項2. クォーター制導入等に伴う学則等関係規程の改正（制定）について】 資料2に基づき、事務局より次のような説明があり、了承された。 クォーター制導入等に伴う学則等関係規程の改正（制定）についてである。一部の学部履修規程については、カリキュラムの変更も含んでいる。 【協議事項3. 教育課程検討PT設置要綱の改正について】 資料3に基づき、事務局より次のような説明があり、了承された。 改正後構成員に学科長が追加されている。 【協議事項4. 入試改革検討PT設置要綱の制定について】 資料4に基づき、事務局より次のような説明があり、了承された。 入試制度の改革を円滑に進めることを目的とし、入試改革検討プロジェクトチームを設置する。

【協議事項 5. 長崎県立大学履修規程に関する細則の改正について】

資料 5 に基づき、事務局より次のような説明があり、了承された。

情報システム学部以外の大学以外の教育施設等における学修についてであり、施行日の前日に本学に在籍する者については、令和 2 年 4 月に実施される情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の結果に限り、改正前を適用とする。

【協議事項 6. 成績保留制度について】

資料 6 に基づき、事務局より次のような説明があり、了承された。

成績保留対象科目について、各学部履修規程第 7 条の規定に基づき履修登録し、当該科目に合格した者のうち、当該科目が指定する外部試験の合格又は基準点を満たさなかった場合は、当該科目の単位修得を保留するものとする。

【協議事項 7. 泰日工業大学（タイ）との学生交流に関する覚書締結について】

資料 7 に基づき、副学長より次のような説明があり、了承された。

学生の交流に関連した学術交流について締結を行い、5 年間が有効期間となる。

【報告事項 1. 教員の採用について】

資料なし。学長より次のような説明があった。

看護栄養学部看護学科における「小児看護学」分野の選考手続きである。近年、看護関係の教員の需要が増加傾向であるため、確保が困難である。「小児看護学」分野においては、令和元年度・2 年度と欠員状態が継続している。

そこで、「長崎県公立大学法人教員選考及び昇任に関する規程」第 9 条第 2 項により、公募によらない教員採用の手続きに入りたいと考える。

【報告事項 2. 令和 2 年度学長が掲げる目標について】

資料 8 に基づき、学長より報告された。

令和 2 年度学長が掲げる目標について、概要が説明された。

【報告事項 3. 令和 2 年度計画について】

資料 9 に基づき報告された。

前回からの修正はなく、予算についての記載を行った。

【報告事項 4. 令和 2 年度年間行事予定表について】

資料 10 に基づき報告された。

次年度はクォーター制導入に伴い、教育研究評議会は原則第一水曜日。

また、新型コロナウイルス感染症の授業などへの影響について、意見聴取を行った。

【その他 1. 令和 2 年度入学式について】

資料 11 に基づき報告された。

	文言調整の可能性はあるが、このような内容で記者投げ込み等を行う。 【その他 2. 辞令交付式について】 資料 12 に基づき報告された。 新型コロナウイルスの感染リスク低減を図るため、退職者、採用者及び異動者（県派遣職員）に係る辞令交付について、必要最小限の規模で対応し、参加対象者のみへの連絡とする。 以上
--	---